総務常任委員会資料 2024年(令和6年)6月19日 政策局市民相談室

# 明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2023年(令和5年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

## 1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

# 2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情 申立て	   オンブズマンへの相談 	事務局への相談・問い 合わせ
件数	2 (4)	3 (3)	1 (2)

※()内はR4件数

# 3 苦情申立ての処理状況

区分			件数
	1	苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
調査を終了したもの	2	市の業務に不備の無かったもの	3
調宜を終了したもの	3	調査を打ち切り・中止したもの	0
	4	調査しないこととしたもの	0
調査継続中のもの			1

# 4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数 調査件数 0件

## 5 苦情申立ての調査結果

## (1) ごみ集積施設の整備に関すること(市の業務に不備の無かったもの)

# 【苦情申立ての内容】

共同住宅の開発に当たり、開発業者が条例規則「近隣住民に対して必要な事項を説明し、理解を得るよう努めること」に基づき、近隣住民に対してごみ集積施設の設置に関する必要事項を説明し、理解を得る努力を尽くしたにもかかわらず、担当課は条例規則を「近隣住民等の反対がないこと」と解釈するのは不当な対応である。

## 【調査結果】

ごみ集積場の設置や回収を巡ってはトラブルも少なくないことから、ごみ集積施設の設置はできたが回収はできないという状況を未然に防ぎたいとの担当課の思惑は理解できる。

本件においては、近隣者からごみ集積施設の設置条件として、防犯カメラの設置、清掃費用が発生 した場合は費用を負担すること等の要望が出ている。これに対し、申立人は不合理な主張とは言わな いが、要望を受けて実施するのは抵抗があるとして応じないとしている。

また、当初の計画では別の場所にごみ集積施設の設置を予定しており、その場所であれば何の抵抗 もなく近隣住民の合意を得られていたようで、担当課は設置に問題なしとの見解を示していたところ を、申立人側が本件設置箇所への変更を希望したものである。これらの事情を考慮すれば、今回の担 当課の処理に関しては不都合な点はない。

## (2) あかし保健所の誤った指導に関すること(市の業務に不備の無かったもの)

#### 【苦情申立ての内容】

あかし保健所は申立人が製造する飲料水等について、ラベルの「冷暗所保存」「製造者表示」の記載を不適とし、全商品の回収を命じた。また、保存方法を守らなかった販売店で飲料水の発酵・発泡があったことから、製造方法についても法令違反とした。製造方法については担当課に確認のうえ了解を得たもので、後で違反とするのはおかしく、法令違反をすべて製造者の責任としたことから信用は失墜した。

#### 【調 査 結 果】

#### ※苦情の趣旨は、以下3点に対する担当課の対応

- ①飲料水が発酵・発泡したのは、冷暗所保存としているのに販売店がその保存方法を守らなかったところに原因があるにもかかわらず、表示が分かりにくかったことに原因があるとして、製造者に責任があるとした。
- ◆ 食品表示基準では、冷蔵ショーケースでの保存を要する商品は「要冷蔵」「10 度以下で保存」と表記するなど、保存方法を具体的に表示することと定められている。具体的な表示にすることで販売店側も認識しやすくトラブルを防ぐこともできる。

従って、担当課が「冷暗所保存」との表記では、保存温度が明確でないとして、「要冷蔵」あるいは「10度以下で保存」という具体的な表示とするように指導したことについては適切である。

- ②飲料水の製造工程については2回も確認している。違反があるのであれば、その時点で指摘して指導を行うべきだったのに放置していた。
- → 担当課の飲料水の製造工程についての指導の時期が適切であったかどうかについては、条例第 54
  条第1項第5号「調査することが相当でない特別な事情があると認めるとき」により、オンブズマ

ンとしては、これ以上の調査を行わないこととした。※事実関係の確定に期間を要する

③商品ラベルの「製造者」表示について、ラベルを作成するのは販売店であり、申立人では変更できないため、販売店に何度も変更を申し入れていたのに修正してくれなかったという事情があった。それにもかかわらず、製造者に責任があるとして、担当課が全商品の回収を命じた。

◆ 食品表示基準では、製造者の項目の表示責任者は原則として製造者である。本件の飲料水では、 製造者の表示責任者は法人たる申立人となるため、製造者の表記が法人となっていなければ、食品 表示基準に違反していることになり、法人がその責任を負うことになると考えられる。

また、申立人は全商品の回収を命じられたと主張しているが、担当課はバックヤードへ一旦商品を撤収するように指示したのであり、自主回収を指示していないと主張している。仮に、担当課が自主回収を指示した場合は、食品衛生法に基づき、申立人が自主回収の届出をし、担当課が国に報告をすることになるが、本件において、申立人からの届出がなされた事実が存しないことからすると、担当課が全商品の自主回収を指示したとの事実は認められない。

このことから、オンブズマンとしては、一旦、商品をバックヤードに撤収し、製造者の表示を法 人に修正したラベルに貼りかえるよう求めた担当課の指導には、違法はなかったと判断する。

(3) 障害・難病者に対する必要な補助に関すること(市の業務に不備の無かったもの)

### 【苦情申立ての内容】

福島の原発事故により被曝し、被曝者特有の症状が表れるようになり、身体の自由が利かなくなっている。被曝者に対する迫害を受け、居住地を転々とし、福祉施策が充実している明石市に移り住むことになったが、以前住んでいた自治体で認められていた支援が明石市では受けられない。なぜ、身体的不自由のある障害者を助けようとしないのか。

### 【調 杳 結 果】

- ※多岐にわたる苦情の中で明石市に関連するものは以下の3点
- ①不自由なく生活できるよう住宅改善のため、障害者特例家賃の適用を認めてほしい。
- 申立人は自宅内でも車いすを使用する必要があると主張するが、それを裏付ける医師の意見などは提出されていない。
- ②車がないと移動できないので、車両購入資金の貸付を認めてほしい。
- ➡ 原則、生活保護受給者の自動車保有は認められないが、通勤・通院等のために必要不可欠な場合、例外的に保有が認められることとされている。申立人は、現時点で就業・就職しておらず、また具体的に就業・就職先が決まっているわけでもない。さらに、通院についても、申立人は公共交通機関又はタクシーによる通院が困難で自家用車の利用を要するとの医師の意見は提出されていないことから、やはり認めることは困難である。
- ③以前から診察してもらっている病院での継続受診を認めてほしい。
- 申立人の傷病・障害は近隣の医療機関で対応可能であり、あえて遠方の医療機関を受診する必要はないと判断される場合には認めることができない。

これらのことから、担当部署が申立人の要求に応じなかったことは適切な対応であり、特段の問題 は見受けられない。